

令和2年5月22日

学園設置校の全学生および
顧問・監督・コーチ等 関係教職員 各位

学習支援センター

課外活動に関する規制の一部緩和について（通知）

学園の新型コロナウイルス感染症対策本部より5月21日付けで出されました通知に基づき、課外活動に関する規制の一部緩和を行いますのでお知らせします。

1. 施行日時

令和2年5月25日（月）12:20より

※施行以前は現在の規制（活動と施設使用の全面禁止）に従ってください。

2. 活動について

(1) 強化指定部

強化指定部ガイドライン及び5月22日付けの通知に沿って活動してください。

(2) サークル、その他課外活動

学習支援センターに感染症防止対策を提出し、活動の許可を得てください。ただし、当面の間、学外における諸活動や対外試合、他校との合同練習等、他大学生や一般の方の活動への参加を禁止します。

3. 施設利用について（課外活動全体共通）

(1) 利用の禁止（継続）

サークル共用室211、212、213、トレーニングルーム、ダンスルーム、10号館（第二体育館）のミーティングルーム1および2

(2) 学習支援センターによる許可を得ない利用の禁止

541教室、921教室

(3) 複数人（2人以上）での立ち入りと利用の禁止

学友会室214および215、2号館1階のサークル用具室全室、3号館の男女更衣室、サークル室3-1～9全室、10号館（第二体育館）の男女更衣室、野球場・サッカー場の部室及び更衣室

4. その他について

- ・ 引き続き、マスクの着用、手洗いと手指消毒の徹底など、感染症に対する自衛をおこなってください。
- ・ 今般の連絡に反したことが認められた場合、その学生団体等の活動の中止を勧告する場合があります。
- ・ 不明な点については学習支援センターまでお問い合わせください。

以上